

官報

平成九年三月十七日

○第百四十回 参議院 會議 録 第九号

平成九年三月十七日(月曜日)

午後零時九分開議

○議事日程 第九号

平成九年三月十七日

正午 本會議

第一 國務大臣の報告に関する件(平成九年度
地方財政計画について)

第二 地方税法及び国有資産等所在市町村交付
金法の一部を改正する法律案及び地方交付税
法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
第三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置
法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 國務大臣の報告に関する件(平成九
年度地方財政計画について)

日程第二 地方税法及び国有資産等所在市町村
交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税

法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上兩件を一括して議題といたします。

まず、自治大臣の報告及び趣旨説明を求めま
す。白川自治大臣。

(國務大臣白川勝彦君登壇、拍手)

○國務大臣(白川勝彦君) 平成九年度の地方財政
計画の概要並びに地方税法及び国有資産等所在市
町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交
付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について
御説明申し上げます。

平成九年度の地方財政につきましては、極めて
厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方財政の健全
化、行財政改革の推進が現下の最重要課題である
との観点に立つて、歳入面においては地方税負担
の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保
を図り、歳出面においては経費全般について徹底
した節減合理化を推進するなど、限られた財源の
重点的配分と経費支出の効率化に徹し、可能な限
り借入金への依存度の引き下げを図ることを基本
といたしております。

以下、平成九年度の地方財政計画の策定方針に
ついて御説明申し上げます。

第一に、地方税については、評価がえに伴う土
地に係る固定資産税の税負担の調整措置等を講ず

るほか、平成六年度秋の税制改革に伴う市町村の減
収補てんのため、都道府県から市町村への税源移
譲を行うこととしております。なお、個人住民税
の特別減税は実施しないこととし、また、地方消
費税を平成九年四月一日から導入することといた
しております。

第二に、地方財政の運営に支障が生ずることの
ないようにするため、地方消費税の未平年度化に
よる影響額について臨時税収補てん金の発行によ
り補てんするとともに、それ以外の地方財源不足
見込み額についても、地方交付税の増額及び建設
地方債の発行により補てんすることといたしてお
ります。

第三に、地域経済の振興と雇用の安定を図りつ
つ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住
民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な
町づくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁
村地域の活性化等を図るため、地方単独事業費の
確保等、所要の措置を講ずることとしておりま
す。

第四に、地方行財政運営の合理化と財政秩序の
確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政
経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金に
ついて補助負担基準の改善を進めることといたし
ております。

以上の方針のもとに、平成九年度の地方財政計
画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八
十七兆五百九十六億円となり、前年度に比べ一兆
七千七百四十八億円、二・一％の増加、公債費等
を除く地方一般歳出は前年度に比べて〇・九％の
増加となっております。

次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付
金法の一部を改正する法律案につきまして、その
趣旨を御説明申し上げます。

平成九年度の地方税制改正に当たりましては、
最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負
担の軽減及び合理化等を図るため、平成九年度の
固定資産税の評価がえに伴う土地に係る固定資産
税及び都市計画税の税負担の調整措置、宅地等に
係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設等
の措置を講ずることといたしております。また、
都道府県と市町村の間で個人住民税及び地方のた
ばこ税の税率の調整を行うとともに、非課税等特
別措置の整理合理化、特別地方消費税の平成十二
年度からの廃止等を行うことといたしております。

最後に、地方交付税法等の一部を改正する法律
案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成九年度分の地方交付税の総額につきましては
は、地方交付税法第六条第二項の額に、平成九年
度における法定加算額二千六百億円、臨時特例加
算額一千億円、交付税特別会計借入金一兆七千六
百九十億円及び同特別会計における剰余金一千百
億円を加算した額から、同特別会計借入金金利支
払い額五千二百五十九億円を控除することとした
結果、十七兆一千二百七十六億円となっております。

なお、交付税特別会計借入金の一部につきまし
ては、後年度においてその償還金に相当する額を
一般会計から同特別会計に繰り入れることといた
しております。

平成九年三月十七日 参議院會議録第九号

國務大臣の報告に関する件(平成九年度地方財政計画について)
法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する

平成九年三月十七日 参議院會議録第九号

国務大臣の報告に関する件(平成九年地方財政計画について)
法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する

二

平成九年度分の普通交付税の算定につきまして、地方団体が必要とする経費の財源を措置するため単位費用を改正するほか、阪神・淡路大震災復興基金の増額に伴い必要となる経費を措置する等、所要の改正を行うことといたしております。

また、平成九年度に限り、地方団体は、地方財政法第五条の規定にかかわらず、地方消費税の未平年度化による影響に対処するために必要な地方債を起すことができる旨の特例を設けることといたしております。

以上が地方財政計画の概要並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小林元君。

(小林元君登壇、拍手)

○小林元君 私は、平成会を代表いたしましたして、ただいま議題となりました質問に先立ち、茨城県選出の議員でありますので、東海村動燃再処理工場のアスファルト固化施設の火災爆発事故につきまして、私も十五日、現地調査をしてまいりましたので、これに関しまして緊急に質問をさせていただきます。

昭和三十三年以来、茨城県には東海村を中心に二十二の施設が立地し、原子力のメッカとして、

原子力発電、燃料の開発及び再処理、核融合の研究開発がなされ、原子力の平和利用に大きな役割を果たしてまいりました。県及び関係市町村は、研究開発に当たっては住民の安全と環境の保全を第一として、安全協定の締結、環境放射線の常時監視、監視委員会の設置、原子力防災計画の策定、防災訓練の実施などに努めてまいりました。私も、県職員として、ちょうど再処理工場の試験運転時代に二年間原子力安全対策に携わった一人であり、茨城県ではこれまで四十年間大きな事故もなく経過し、さらなる安全を願っております。

しかし、今回の動燃の火災爆発事故の発生は、安全審査でも爆発を想定していなかったこととあわせ、遺憾のきわみであり、事故への対応については「もんじゅ」の教訓は全く生かされておらず、運転や事故処理のマニュアルの不徹底などによる初動態勢のおくれ、鎮火の不確実、放射能漏れの把握の不徹底、県、市町村、消防署への報告のおくれ、周辺住民への周知も不十分な対応に、地元住民はもとより国民の不安が高まっております。茨城県知事からも、十三日、総理初め関係大臣に安全管理の徹底について強く要望したと聞いております。十五日には、地元選出の危機管理担当大臣の梶山官房長官初め三大臣が現地調査をされました。

原因究明、安全管理の総点検など、危機管理の確立は極めて重要なかつ緊急の課題であります。

で、総理の御所見をお伺いいたします。次に、議題に關しまして総理及び関係大臣に質問させていただきます。

まず、地方分権についてであります。明治以来の中央集権体制は、戦後の諸改革の中で、理念の上では地方自治がうたわれ、憲法にも「地方自治の本旨」として規定されました。しかし、実際には、高度成長期を通じて新たな法律の制度や通達行政の濃密化、補助金行政の拡大などにより新たな形で中央集権が進み、事務配分と財源配分のミスマッチが続き、三割自治とも言われ、地方自治の本旨は形骸化されているのであります。

いわゆる中央集権型行政システムは、先進国へのキャッチアップや一定のナショナルミニマムの実現といった目標達成の面では確かに有効な機能を果たしたとの評価もあります。しかし、我が国が既に世界のトップレベルの経済水準を達成した今日、その弊害が目立ってきております。

権限、財源、情報などの過度な中央集中は、地方の活力を低下させ、国と地方の上下関係を生み、予算配分を求めて現在問題となっている官官接待を招いたのであります。また、全国的な画一化や公平性を過度に重視し、地域社会の多様性が軽視され、経済大国の国民が日常生活で豊かさを実感できない一因ともなっております。

このような弊害を除去し、地方公共団体が個性あふれる行政を展開できるよう、自主性及び自立

性を高め、活力ある地域づくりを進めることが国民一人一人がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現する上で極めて重要であり、そのためには、中央集権型行政システムから分権型システムへの転換を図ること、すなわち地方分権の推進が不可欠であると考えらるものであります。

さて、総理は、昨年、地方分権推進委員会の報告が出る一カ月前に諸井委員長らを呼んで、報告の内容は完璧でなくとも実現可能なものとするにと、地方行革の必要性を書き込むことを指示したと報じられ、この総理の発言で中央省庁が巻き返しを図ったとも言われております。総理は、改革には痛みを伴うが、火だるまになって改革をやると言っておられるのであります。果たして本当に改革をやる覚悟があるのか、極めて疑わしいと言わざるを得ません。この発言に関して、改めて総理の御決意をお聞かせ願いたいのであります。

次に、昨年十二月、第一次勧告が出されました。この勧告は、中央集権型行政システムの象徴である機関委任事務の廃止の方向を打ち出した画期的なものであります。自治事務としながらも、国との事前協議、合意や同意が随所に留保されるなどの問題も指摘されております。また、勧告の中でも地方自治の根幹に言及しております。が、我々は、国と地方の役割分担の明確化、国と地方の関係を上下主従の関係から対等協力関係とする、国の包括的な監督権を排除すること

など、この際、地方自治のあり方に関する理念、基本的原則について地方自治基本法を制定する必要があると考えるものであります。これらのこともあわせ、総理はこの勧告をどう受けとめておられるのか、お伺いいたします。

次に、地方財政計画についてお伺いいたします。

我が国の財政は、最終支出ベースでは国と地方の比率がおおむね二対一に対し、租税収入の配分においてはおおむね二対一と逆転しており、その間に大きな乖離が生じております。その乖離を地方交付税及び補助金などの国庫支出金によって充当する仕組みが続いており、地方公共団体には歳入の自治が確立されていないのであります。

平成九年度においても、収支不足額は四兆六千五百四十四億円に上り、平成六年度以来、四年連続の財源不足は十五兆二千億に達しております。

多くの国民が反対している特別減税の廃止、消費税率の引き上げによる七兆円の増収をカウントしてもなお収支不足が解消できない状態はまことに遺憾であります。今年度もまた抜本的改正はなされず、単年度の措置をとらうとしておりますが、このことはまさに問題先送り、後年度へのツケ回しであります。

交付税特別会計借入金金のうち地方負担分及び財源対策債は、いずれも次年度以降の交付税を先食いしているものであります。

このような場合のきの措置を続けることは、地方の国依存体質を強め、地方財政対策のす

べては国の責任に帰することになるのではないかと憂慮するものであります。交付税率の引き上げや国と地方の税財源の配分の改革を行うべきだと考えますが、大蔵大臣並びに自治大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、地方債の許可制度についてお伺いします。

地方債許可制度は、当時の窮迫した資金事情などもあって、まさに当分の間として許可制度が採用されたものであると考えられます。当分の間としながら、一体何年続くのでしょうか。ことしは地方自治制度五十周年の節目の年であります。地方債の発行は大臣許可、地方債の償還は地方交付税に算入される現行の制度は、補助金と相まって地方財政の大きな部分を国が握っており、財政再建について国と地方の一体感が生まれないことを恐れるものであります。

これまでも平成四年の民間臨調で地方債許可制度の改善の方向が提言されたこともあり、地方分権推進委員会においても鋭意検討されており、今年半ばには勧告が出される予定であります。地方分権を進める立場にある自治大臣の積極的な御答弁をいただきたいと思ひます。

次に、固定資産税についてお伺いします。

土地に係る固定資産税の課税は、長年にわたって負担水準にかなりの格差が生じていた中で、バブルによる地価の高騰、その後の下落によって一層格差が増幅され、国民の間に不公平感が生じ、

平成六年度不服審査申し出件数は約二万件に達しております。土地の評価は、その性格上、客観的評価が難しく、課税に当たって公平性を確保するために市町村は大変な努力をしております。

憲法第八十四条に租税法主義が規定されておりますが、租税関係法令は、納税者である国民のサイドから見ると極めて難解複雑な規定がなされております。特に土地評価については、大臣告示によって評価基準が定められ、また、三年ごとの評価がえのために附則が次々と改正されているわけであり、納税者である住民が容易に理解し、納得して納税するために、土地に係る固定資産税の法令を全面的に見直し、改正すべきだと考えるものであります。法律の専門家でもあります自治大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、厚生省汚職に関連して、地方公共団体の幹部ポストを中央官僚の指定席とするいわゆる天の下の慣行の問題であります。

都道府県並びに政令指定都市の課長級以上の出向者は、建設省百八十二人、自治省百四十九人、厚生省七十一人を初め、六百人を超えております。交付税及び補助金など財源の配分権や許可認可権限を持つ中央省庁からの出向者が自治体の特定ポストを独占してきたことが今回の汚職につながったとも指摘されております。

地方公共団体の自主性、自立性を尊重し、地方分権の流れに沿ってこれらの慣行について強く見直しを求めるとともに、新時代にふさわしい人事

交流のあり方について、自治大臣、建設大臣並びに厚生大臣の御見解をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 小林議員にお答えを申し上げます。

まず第一点、動燃の事故を踏まえた危機管理についてのお尋ねがございました。大変申しわけない事故が発生させたと、その責任を感じます。

原子力施設において事故が発生した場合には、的確な状況把握と迅速な情報伝達が不可欠であります。その点で、今回の事故の対応には、「もんじゅ」事故の経験、反省が全く生かされておられません。本当に残念な事態でありました。

今後、地元の方々の不安や不信を払拭し、「もんじゅ」の事故の後、円卓会議などである程度回復してまいりました信頼をもう一度取り戻すために、情報伝達に万全を期す体制を整えるとともに、調査委員会を完全に公開で行わせていただきたい。そして、その調査委員会の議事を公開することによって少しでも信頼を取り戻しながら、事故の原因究明と再発防止に全力を挙げてまいりたいと考えております。

次に、地方分権の推進についての決意はどうか、そして地方分権推進委員会の第一次勧告を前にして私が地方分権推進委員会の委員を呼んだというお尋ねでありましたが、既に本院本会議場でもお答えを申し上げましたように、勧告の前に説

平成九年三月十七日 参議院会議録第九号

国務大臣の報告に関する件(平成九年度地方財政計画について)
法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する

四

明をしたいというお申し入れを受け、私は確かに二回お話を伺いました。

そして、その際、私が申し上げましたことは、漠然としたことではなくて、具体的にすぐ使える、実現可能でしっかりした内容の報告をいただきたい、そのようにお願いを申し上げた次第であります。そして、今申し上げた言葉は、そのままだ同様な御趣旨の質問がこの本会議場でも出ましたときお答えをしたと同様の言葉でござい

す。
地方分権の推進は、議員から御指摘を受けるまでもなく、これまでの経済社会システムの変革を求められている中で、その一環としてぜひともなし遂げなければならない大きな柱と考えており、実りのある成果が上りますよう強い決意で取り組んでまいります。

次に、この第一次勧告についてどう受けとめるかという御指摘がございましたが、たびたびお答えを申し上げてまいりましたように、今回の勧告というものは、国と地方の役割分担の基本的な考え方を示しておるもので、そして機関委任事務制度を廃止するなど、これまでの国と地方の関係を根本的に改善するものであり、地方公共団体の自主性、自立性をめぐるこの議論を高めていく上でも意義の深いものであります。この勧告を最大限に尊重し、地方分権推進計画の作成作業に取り組むとともに、指摘事項につきまして、分権計画とかかわりなく、可能な限り前倒しして進めていき

たいと考えております。

また、政府としては、地方分権推進委員会の勧告を受け、地方分権推進計画を作成して、必要な法制上の措置を講ずることとしております。そして、その一環として、国と地方の基本的事項を定めた法律であります地方自治法につきましても、機関委任事務制度の廃止に伴う関係規定の見直しを初めとした所要の見直しに取り組んでまいることとしたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣白川勝彦登壇、拍手)

○国務大臣(白川勝彦君) 小林議員にお答えいたします。

地方交付税率の引き上げ等を行うべきではないかとお尋ねでございますが、平成九年度の地方財政は引き続き大幅な財源不足が生ずることとなりまして、国の財政も深刻な状況にあること等から、交付税率の引き上げ等の恒久的な制度改正は難しいとの判断のもとに、単年度の交付税の増額措置を制度化することにより対処することとしたところであります。今後とも地方財政の運営に支障が生ずることがないように適切に対処してまいります。

次に、地方債許可制度についてのお尋ねですが、地方債許可制度は、公共事業費等の重要な財源である地方債について、地方債計画を通じマクロの所要資金量を確保するとともに、財政力の弱

い団体でも良質の資金を確保できるようにする機能を有するものであり、地方交付税と並び地方財政制度の一環をなすものと認識いたしております。今後、このような機能を維持しつつ、地方団体の自主的、主体的な財政運営に資する観点から、そのあり方につき幅広く検討してまいる所存であります。

次に、固定資産税の仕組みについてのお尋ねですが、現行の固定資産税の課税の仕組みは、各年にわたって特例措置を講じた結果、複雑化した面があることは事実です。今回の改正では、なるべく簡素でわかりやすい仕組みにすることを念頭に置いて思い切った見直しを行い、負担水準の均衡化を図るという観点を導入した新しい課税の仕組みを設けることとしております。今後ともわかりやすい課税の仕組みとなるよう心がけてまいりたいと考えております。

最後に、地方公共団体への出向に当たり、特定ポストの指定席化を見直すべきではないかとお尋ねですが、私は、国と地方双方にとって有意義な人事交流を進める意味からも、自治省に關しては、同一ポストに連続して出向させないよう事務当局に指示しているところであります。

以上です。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇、拍手)

○国務大臣(三塚博君) 地方財政対策についての御尋ねでございますが、平成九年度の地方財政は引き続き大幅な財源不足が見込まれる一方、国の

財政事情も特例公債を含め大量の公債を発行せざるを得ない危機的状況等にありますが、ことなどを考慮いたし、恒久的な制度改正は難しいとの判断のもとに、単年度の特例措置として、国と地方で折半して負担し交付税を増額する等の措置を講じたところでございます。地方財政の運営に支障を生ずることのないよう対処いたしたところであります。(拍手)

(国務大臣亀井静香君登壇、拍手)

○国務大臣(亀井静香君) 議員御案内のように、我が建設省はきら星のごとく人材が豊富でございます。自治体からの御要請に従って割愛を申し上げます。自治体からでございますけれども、機械的に固定化をしてきたという感もありません。

今後は、地方自治の本旨にのっとり、かつ自治体と建設省との風通しのよさも確保する配慮をしながら、人材の活用に努めてまいる所存でございます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉純一郎君) 小林議員の地方自治体への出向についてのお尋ねですが、特定のポストを独占し続けるのはよろしくないと考えて、今後は地方自治体の意向を尊重しながら、人事の交流については多様化を図っていきたく思います。特別に専門的な職務を除いては前任者と同じポストとならないよう見直しを図ってまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 朝日俊弘君。

(朝日俊弘君登壇、拍手)

○朝日俊弘君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしました。ただいま議題となりました一九九七年度地方財政計画と地方交付税法等の一部を改正する法律案、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案について、総理及び関係大臣に質問いたします。

本年五月三日の憲法記念日は、地方自治法が施行されて五十周年の記念日でもあります。つまり、新しい憲法のもとで戦後の地方自治制度が発足してちょうど半世紀という節目の年を迎えるわけがあります。折しも、明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革とも位置づけられる地方分権の推進がまさに正念場を迎えようとしております。このようなときであるだけに、今、国政の場にある私どもは、いわば歴史的な責任を負っているといふべきでしょう。

今こそ、これまでのような追いつき追い越せ型の経済社会構造から成熟型の経済社会構造への転換、言いかえれば、いわゆる護送船団方式による経済運営と全国均一のナショナルミニマムの達成を目指す社会から、むしろ多様な選択肢が提供され、違いこそが豊かさであるとお互いに認め合えるような社会、そして安心して暮らせる地域づくりを目指す社会へと大きく発想とその枠組みを転換していくことが求められていると思えます。そうしたときであるだけに、地方分権の推進、

私はこれを地域主権の確立と申し上げたいわけですが、この地方分権の推進は一步たりとも引かぬ決意で臨む必要があると思えます。総理大臣としての御決意をお聞かせください。

あわせて、総理は、実際の地方分権推進計画の策定以前においても、地方に移管すべき事務等についてその一部を前倒して実施すると述べておられますが、その際の基本的な考え方といえますか、どのような柱立てをお考えでしょうか、お伺いしておきたいと思えます。

次に、このような節目の年に当たり、地方財政の強化を図る観点からお尋ねをいたします。

私は、この機会に地方財政に関する国会審議や決議などを振り返って見てみましたが、衆参両院における地方行政委員会において、地方財政の拡充強化に関する決議がほとんど同じような内容で何度も何度も繰り返して行われているわけでありま

す。特に、決議の中で取り上げられている重要な課題の一つは、自主的な税財源の確立についてであります。改めて申し上げるまでもなく、国と地方の財源配分を見ますと、租税収入ベースと最終支出ベースの間の乖離が大き過ぎる。つまり、地方財政の財源確保に関して国の権限と関与が大き過ぎる。もっと地方の自主財源をきちんと確保しなければ、地方財政の確立はほど遠いと言わねばなりません。ちょうど来年度からは新たに地方消費税の制度

が導入され、消費税率五%のうちの一分が地方消費税として充てられることになっております。

地方の財源確保の一環として、この消費税のうちの地方消費税分の比率を例えば思い切って三対二にするなど、何らかの具体的な方策の実施に踏み切る時期に来ているのではないかと思うのですが、この点についてはぜひ自治大臣にお尋ねをしたいと思えます。

次に、地方交付税のあり方についてお尋ねしたいと思えますが、九七年度におきましても四兆六千五百四十四億円という、しかも前年度に引き続く巨額の通常収支不足額が出ており、地方交付税法の第六条の第三項で言うところの制度改正が必要な事態に立ち至っていると判断せざるを得ません。

ところが、総理は、この問題についてさきの衆議院本会議においても、国の財政も深刻な状況にあり、交付税率の引き上げ等の恒久的な制度改正は難しいことから、単年度の特例措置で対処したと答弁されております。それでは地方交付税の規定は一体何なのか、何のための規定なのかと疑い

たくなります。この点について、つい先日、三月七日の衆議院地方行政委員会では、「地方交付税総額の長期的安定確保のため、地方交付税法第六条の第三項の趣旨を尊重し、通常収支不足を解消するための方策を講ずること」との決議がなされております。この点を踏まえまして、このように引き続き

通常収支不足の解消に向けた今後の対応策について、改めて総理にお伺いしたいと思います。

最後に、私たち民主党は、財政改革に向けた重要な柱の一つとして公共事業の抜本的な見直しを求めています。御承知のとおり、公共事業の多くは地方公共団体が実施しているのが現状であります。しかも、その財源の大半は地方債に依存しているわけですが、こうした地方公共団体のこの間の借金体質を大きく切りかえていくために、今こそ思い切った手を打っておかないことには到底未来への責任を果たすことはできません。

公共事業の計画・実施過程において地方公共団体が直接に關与する余地を広げ、当該地域の実情にそぐわないむだな事業を廃止し、あるいは一層のコスト削減を図るなど、より徹底した対応策を講ずることによって具体的な改善を図るべきであると考えますが、この点に関する総理の見解を求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 朝日議員にお答えを申し上げます。

まず、地方分権の推進についてお尋ねがあります。地方の自主性、自立性を強めるために、機関委任事務制度を廃止する、そして国と地方の役割分担のあり方に即し、権限の委譲、国の関与や補助金等の整理合理化、地方税財源の充実確保、効率

的な地方行政体制の整備確立に資する施策などを進めなければなりません。地方分権の推進は、これまでの経済社会システムの改革を図るための大きな柱でありまして、強い決意でその実現に臨んでまいります。

地方分権推進委員会の第一次勧告につきまして、推進計画の策定を待つことなく可能な限り前倒しで実施することとし、まず勧告で最終の結論を出していただいております二十五項目のうち十二項目、そのほかの十項目につきまして、遅くとも平成九年度中に実施することにいたしております。

また、監査機能の充実強化につきまして、今国会に地方自治法改正案を提出いたしましたほか、機関委任事務制度廃止後における地方公共団体の事務のあり方について、平成九年中に大綱を取りまとめることといたしております。

次に、通常収支不足への対応についてのお尋ねがございました。

平成九年度におきましては、国の財政も非常に深刻な状況にありますことから、やむを得ざる措置として、単年度の増額措置を制度化し、地方財政の運営に支障が生じないよう所要の交付税総額を確保したところでありますが、今後におきましては、財政構造改革会議における論議を踏まえながら、国、地方を通じる財政の健全化の方策について検討してまいることといたしております。

次に、公共事業のあり方について、地方公共団体が直接関与する余地を広げるなど具体的な改善をとという御指摘がございました。

社会資本整備は、国と地方の適切な役割と責任の分担のもとに一体的に進めることが基本であり、これまでも地方公共団体が実施される補助事業については、地方の御意向を十分踏まえながら箇所づけ等も行ってきたところであります。今後とも地方の自主性、主体性を極力尊重した事業の実施を図ってまいります。

また、地域の実情にそぐわないむだな事業の廃止とコスト削減についてのお尋ねがございました。

政府といたしましては、社会情勢の変化や地域の実情に沿って事業の不断の見直しを引き続き行ってまいります。また、コストの削減につきましては、先般、公共工事コスト削減対策関係閣僚会議を発足させ、今年度末を目途に政府全体の行動指針を作成するよう指示し、広範な施策を検討いたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣白川勝彦君登壇、拍手〕

○国務大臣(白川勝彦君) 朝日議員にお答え申し上げます。

地方消費税を例に挙げての地方の自主財源確保についてのお尋ねでございますが、昨年末に出された地方分権推進委員会の税財源に関する中間取

りまとめにおいても、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ小さくするという観点に立ってその充実確保を図っていくべきであるとされているところであります。

今後の具体的な充実方策については、幅広い観点から検討してまいりたいと考えております。

(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 有働正治君。

〔有働正治君登壇、拍手〕

○有働正治君 国の財政の破局的破壊は、今日、もはやだれの目にも明白であります。同時に、重大なことは、地方財政は一九五〇年代前半、七〇年代後半に続く戦後三度目の深刻な危機に見舞われているのであります。私は、その特徴と原因をめぐり、主として政府の施策とのかかわりで質問いたします。

第一は、今日の地方財政危機の特徴をめぐってです。

過去二回の財政危機は、赤字団体数、赤字額の顕著な増大にも示されたように、不況の中で法人税収の激減などがもたらしたものでした。ところが、今日の財政危機は、赤字がほとんど出ないかわりに、自治体の借金、地方債の増大、その残高の雪だるま式の増大という形をとっているのが新しい特徴となっております。

およそ年間の地方債発行額は、七〇年代後半の七八年度約五兆円だったのが、九二年度に十兆円

を突破、九六年度は十三兆円弱と、この十八年間で二・五倍にはね上がり、その残高は、九七年度末には地方債だけで百九兆円弱、これに公営企業債の普通会計負担分二十四兆円弱、交付税特別会計借入金金、地方負担分十五兆円強を含めると、合計百四十六兆九千億円に達すると見込まれております。

自治大臣は、戦後地方財政史上から見た今日の地方財政危機の新しい特徴をどう考えるか、事実関係を含め、所見を求めます。

第二は、なぜ地方債が近年異常に膨れ上がったのか、その根源と責任をめぐってであります。

その要因の一つには、税収の落ち込み、一方、経常的支出の一定の増加もあります。同時に顕著に目を引くのは、投資の増大、わけでも、地方自治体が国から補助金や負担金を受けずに一般財源と地方債とに基づいて単独で、時には補助事業を継ぎ足す形で行う地方単独事業の異常な増大であります。

八〇年度、全国の合計で補助事業八兆七千億円弱に対し、単独事業は五兆四千億円弱、つまり単独事業は国の補助事業の約六割でありました。それが九四年度には、補助事業十一兆二千億円弱に対し、単独事業は十七兆円強にふえています。この十五年間の国の補助事業の伸びが三割に満たないのに対し、単独事業のそれは十倍以上の三・二倍に膨張しています。

公共事業の費用を国と自治体がどう分担してい

るを見ると、九三年度には総額五十一兆一千三百億四弱のうち国負担十七兆八千億、自治体の負担は三十三兆三千三百億四弱で、自治体は国の二倍負担し、十九兆四角に上る市町村の負担分だけで国負担分を大きく上回っているわけであります。

自治大臣、このように地方単独事業とその地方負担が近年急激に増大している事実をどう認識していますか。

私どもは、ここにゼネコン型公共事業への自治体財政の強力な動員の姿があらわれていると考えています。その姿は、大型開発は何百、何千億円と投入させながら、敬老祝いの金や廃止や小中学校のトイレレットペーパーの父母持参など、終戦直後を思わせるような福祉・教育への徹底したしわ寄せとしてあらわれ、それが自治体リストラの名で、実態的には自治省の干渉と強要のもとで強引に押し進められているのであります。その中で、福祉や健康、安全を守る自治体本来の姿が失われていることが近年の自治体の姿ではないでしょうか。

そこで、総理に聞きます。
地方単独事業のこのような急激な増大が地方財政破綻の原因となっていること、今日の自治体が本来の姿と相入れない姿になっているとの厳しい指摘をどう受けとめるのか、総理の見解を求めます。

第三に、このような地方単独事業の増大については政府に重大な責任があるのであります。

この間の自治省の出した通達を調べてみると、八七年五月二十九日の「緊急経済対策について」、八七年六月二日の「昭和六十二年度上半期における公共事業の事業施行等について」、九〇年六月二十九日の「公共投資基本計画について」、同日の「日米構造協議最終報告に関する日本側の措置について」、その後の九二年八月二十八日の「総合経済対策について」、以下一連の政府の景気対策に伴う自治省通達で、政府は次々に自治体に地方単独事業の拡大を要求し、事実上強要してきました。この四回の景気対策における地方自治体への単独事業の追加は四兆九千億に上っています。

自治大臣、この点間違いないかどうか。そして、こうした自治省通達による地方単独事業の事実上の強要こそ地方債増大に拍車をかけたことは明瞭ではありませんか。責任ある明確な答弁を求めます。

通達は、その後、従来の港湾、有料道路等の事業を借金財政で一層促進できるようにするための九四年四月二十六日付「地域開発事業債の取扱いについて」の通達など、既に破綻し、その根本的見直しが求められている事業を含め、借金で促進させる通達などが相次いでいるわけであります。また、六百三十兆円の公共投資計画の中でも、前期の四百三十兆円の公共投資計画の中では明記されていないが、地方単独事業を明記して特別に位置づけ、各長期計画のその合計金額は前の計画

の二倍以上に増額されています。そして、今後も長期にわたり借金財政の上乗せを強要しようとしているわけであります。

このように、法律によらない通達指導による行政指導で自治体に公共事業を事実上強要することは、憲法九十二条の「地方自治の本旨」に反するもので、自治体の自主性を奪うものであり、やめるべきであります。そして、公共投資計画は地方財政危機対策の上からも根本的に見直すべきであります。総理の明確な見解を求めます。

関連して、白川自治大臣に聞きます。
政府は、公共事業、地方単独事業の伸びについて、よく高齢化社会への対応とか災害対策や福祉施設などに力を入れていると述べるわけであります。しかし、事実はどうか。

九四年度実績で見ると、地方単独事業費のうち、福祉施設など民生費には単独事業費のわずかに四・三%にすぎません。道路、橋梁、街路、河川、区画整理などの土木費に五一・三%、金額的には八兆七千三百七十二億も注ぎ込まれており、この土木費などの地方単独事業の急増が自治体の財政破綻をもたらした大きな要因であること否定できないことは極めて明白であります。高齢化社会のためなどという言い分は、数字の上からいっても看板に偽りがあると断ぜざるを得ないではありませんか。所見を求めます。

第四に、政府がその政策を自治体を通して推進するための仕組みで見逃せない一つは、政府

中央省庁から自治体への出向、天下りの人事配置による地方自治体への締めつけがあります。

都道府県の課長級以上に出向している国家公務員が、自治省の百七十七人を初め七百人を超えており、特に自治省から地方自治体へ出向している職員は二百四十人で、これは自治省本省の定員数の半分に当たります。しかも、都道府県の副知事、総務部長、企画調整部長などに加えて、財政課長だけをとってみても、出向、天下っているところが全国の約六割の道府県に達し、政府・自治省の地方単独事業拡大政策を推進する役割を果たしてきたのであります。

都道府県あての自治省通達の中にいつも盛り込まれる「市町村へも徹底されたい」という、いわば旧内務省の感覚とも言うべき自治体締めつけの言葉の背後に、こうした人的配置が構造的に機能しているからではありませんか。地方自治を侵すこのような体制は、速やかにメスを入れ是正するのが当然ではありませんか。総理と自治大臣の見解を求めます。

ことは、憲法と地方自治法が施行されて五十年を迎える記念すべき年でもあります。地方自治制度は、憲法の大原則の一つとして、住民の身近な行政は自治体が行う制度であり、地方自治法第二条で示されている自治体の仕事の第一に「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」と書き込まれているとおり、憲法のもとで地方自治体の果たす役割がいよいよ重要になってい

平成九年三月十七日 参議院会議録第九号

国務大臣の報告に関する件(平成九年度地方財政計画について)
法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する

八

ます。

ところが、今日、最大の問題となっているのは、私が以上指摘してきたように、自治体の第一の仕事は果たせないほど政府が自治体を従属させる政策、仕組みを温存し、借金をふやし続けさせていることとあります。今こそ真の地方自治の拡充が求められています。そのため、このゆがめられた構造に根本的にメスを入れることを要求いたします。

この点での総理の所見を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 有働議員にお答えを申し上げます。

まず、現下の地方財政が悪化したその理由という点であります。これは景気の後退に伴いまして地方税収、地方交付税収が低迷をしていること、景気対策や減税の減収補てんのために増発いたしました地方債の償還費が増加していること、さらに住民ニーズにこたえるための地方公共団体の財源需要が増大していること等によるものと考えられます。

自治体本来の姿、こういうお尋ねがありました。

それぞれの地方公共団体におきましては、住民の代表である首長及び議会のもと、住民ニーズにこたえながら、地域の実情に応じてそれぞれの判断により住民福祉の向上と地域社会の発展

に尽くしていただいているものと考えております。

地方公共団体に対する要請等につきましては、通達などは、公共事業等に係る地方財政措置の内容を地方公共団体に伝えるとともに、地方単独事業を含め公共投資の七割以上が地方公共団体により実施されることから、国の国土政策や経済財政政策との整合性を保ちながら適切に対処されるよう要請しているものであります。具体的な事業実施につきましては、各地方公共団体が議会の審議を経て自主的判断により行われるものであります。

次に、公共投資基本計画は、住民生活に密接に関連した社会資本の整備は地方公共団体が地方単独事業などにより地域の特性に応じ実施されることとしております。他方、この計画の具体的実施に際しては、財政の健全性を確保しながら、各時点での経済財政状態を踏まえて機動的、弾力的に対処するものであります。なお、財政構造改革会議の中では聖域なく議論が行われることとされており、この点についても十分な議論が行われると思ひます。

次に、国から地方への出向についての御質問がございました。

私は、人事交流そのものについては、相互の理解の促進あるいは専門知識を有する職員の確保といった点からも意義のあることだと思っております。ただし、ポストの指定席化などについての御

批判もこれは事実でありまして、また、地方公共団体職員の士気の高揚等にも十分配慮をしながら適切な交流が行われる必要があると思ひます。

次に、国と地方の関係について御意見をいただきました。

各地方公共団体は、地域の実情に即して住民福祉の向上や地域経済の振興などに取り組んでおられます。今後、さらに地方分権を推進するために、地方分権推進委員会における審議などを踏まえながら、国と地方の役割分担の見直し、補助金などの整理合理化などの検討を進めるとともに、これに応じた地方税財源の充実確保を図る必要があると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣白川勝彦君登壇、拍手)

○国務大臣(白川勝彦君) 有働議員にお答え申し上げます。

地方債発行額等についてのお尋ねでございます。御指摘のとおり、地方財政計画の規模がこの十八年間で二・五倍に増加しており、これに対応して地方債発行額もこの間に二・五倍となっております。また、平成九年度末の地方の借入金の残高は百四十六兆九千億圓に達する見込みであります。

次に、地方財政についてどう認識しているかという点でございますが、四年連続して多額の財源不足が続いておること、借入金残高も百四十七兆

圓に達するなど、極めて厳しい状況にあると認識をいたしております。

次に、地方債と地方単独事業についての数点のお尋ねでございます。

まず、近年の地方債残高の増加は、景気の後退に伴う地方税収の落ち込みや減税による減収を補てんするとともに、数次の景気対策等のため地方債の増発等の理由が重なったものであると考えております。また、平成四年八月の総合経済対策以降、四回の景気対策における単独事業の追加要請は四兆九千億圓であります。

地方単独事業の増大につきましては、公共投資基本計画等の考え方に沿って、地方公共団体が住民生活に密接に関連した社会資本の整備を地域の特性に応じて実施した結果であると考えております。また、その事業規模や内容につきましては、地方公共団体におきまして、住民の代表である議会の議決を経て地域の住民のニーズに応じた選択をしていただいたものと考えております。

地方単独事業の財源及び地方債の元利償還費については、毎年度の地方財政計画の策定を通じて所要の財源を確保し、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう対処してまいったところであります。

なお、平成九年度の地方財政計画においては、地方財政の健全化を図る観点から、地方単独事業について伸び率をゼロとすることとしたところであります。

最後に、自治省から地方公共団体への出向人事のあり方についてのお尋ねでございますが、ポストの指定席化につきましては種々の問題があると認識しており、自治省に関しては、同一ポストに連続して出向させないよう事務当局に指示しているところであります。

なお、御指摘のように、特定の国の施策を押しつけるためにこのような人事交流を行っているというようなことは、全くそういうものではないと認識をいたしております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。岡野労働大臣。

(岡野大臣岡野裕君登壇、拍手)

○岡野大臣(岡野裕君) 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

労働時間の短縮は、ゆとりある勤労者生活の実現の観点から不可欠な国民的課題であるとともに、国際社会との調和のとれた国民経済の発展のためにも重要であります。このため、政府といたしましては、完全週休二日制の普及、年次有給休

暇の取得促進、所定外労働の削減を柱として労働時間の短縮に取り組んできたところであります。

特に、週四十時間労働制については、昭和六十二年及び平成五年の二度にわたり労働基準法の改正を行うなど、計画的かつ段階的に実施を進めてきたところであり、本年四月一日からは従来適用が猶予されてきた中小企業におきましても実施されることとなっております。

これらの中小企業において週四十時間労働制が円滑に定着するためには、その実情にかんがみ、確実に定着するまでの間、懇切丁寧な指導や援助を精力的に行うなどの特別の措置を講ずることが必要不可欠であります。

また、これまでの労働時間の短縮に向けての施策の展開や労使による真摯な取り組みにより、労働時間の短縮に大きな進展が見られてきたところではあります。今後とも労働時間の短縮のための施策を積極的に講ずることが重要であると考えております。

政府といたしましては、このような課題に適切に対処するため、中央労働基準審議会の報告を踏まえ検討を加え、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を作成し、同審議会の全会一致の答申をいただき、ここに提出した次第でございます。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、週四十時間労働制の定着及び労働時間

の短縮の促進のための指導、援助を効果的に実施するため、本年八月末とされている労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の廃止期限を、年間総労働時間千八百時間の達成、定着を図る旨をうたっている構造改革のための経済社会計画の計画期間に合わせ、平成十三年三月三十一日まで延長することといたしております。

第二に、週四十時間労働制の適用が猶予されていた中小企業等に対しては、本年四月一日から平成十一年三月三十一日までの二年間を指導期間とし、国は、最近における経済事情の著しい変化にががみ、本年四月一日以後週四十時間労働制が適用されることとなったことを考慮しつつ、きめ細かな指導、援助等を行うよう配慮しなければならぬこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。よろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。今泉昭君。

(今泉昭君登壇、拍手)

○今泉昭君 私、平成会を代表いたしまして、ただいま議題となりました労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に関

して、総理初め関係各大臣にお伺いいたします。労働時間の短縮は、豊かでゆとりある国民生活の実現はもとより、先進国の一員として国際協調を図りつつ、活力ある経済社会を目指す構造改革の一環として国を挙げて取り組んできた最重要課題の一つであります。

このため、一九八六年に出された前川レポート以来、その後三回策定されました経済計画におきましても、年間総労働時間千八百時間の早期実現を掲げてまいりました。

一九八七年には、四十年ぶりに労働基準法を改正し、原則週四十時間労働を翌年の一九八八年四月一日から施行するとともに、同年五月に策定された経済計画「世界とともに生きる日本」において初めて、計画期間中、すなわち九二年度までに週四十時間制、年間総労働時間千八百時間の達成を目指すことを公表し、国際的な公約ともなったわけでありました。

しかし、この計画の達成目標年次をはるかに過ぎた今日、我が国の労働時間の現状は、九六年で年間総労働時間の平均が千九百十九時間であり、基準法に定めた週四十時間をはるかに上回る長時間労働のもとで働く労働者が約二千四百万人に上る状況にございます。

我々は、我が国経済を支える勤労者の皆さんが豊かでゆとりある生活を実感できるように、一日も早く法で定めた週四十時間制を完全に実現できる政策の実行が必要であると考えます。

時短促進法改正に關して、また、労働時間の短縮に關して、以下の問題について政府の見解を伺います。

まず第一は、労働時間短縮に向けての政府としての姿勢についてであります。

一九九二年に決定を見た生活大五カ年計画によれば、九二年度から九六年度までに年間総労働時間千八百時間を達成することを目標とされました。しかし、今日の実情は、目標を百時間以上も上回る状況にございます。この間、時間短縮の実現に向け時短促進法を施行する等、中小企業への援助、指導、さらには猶予措置等の工夫がとられ、労働時間短縮への環境整備がなされてきたはずであります。しかし、ここ数年の状況は何ら前進が見られていないと言っても過言ではないと考えます。

そのように実効が上がらないのはなぜでしょうか。週四十時間、年間千八百時間という目標に問題があるのか、それとも企業側、あるいは労働者側にその熱意がないと考えられるのか、総理の見解を伺いたいと思います。加えて、今回同じような措置を延期するだけで実効が上がると確信を持っておられるのかも聞かせ願いたいと思います。

第二点は、法のもとには万人が平等であるべきという点についてであります。

労働時間の実態は、産業別、業種別、そして企業規模別により大きな格差が存在しております。

労働時間は労働の自主的な交渉により決められるのでありますから、企業労働の力量や企業経営のよしあしにより格差が出るのは、自由主義経済のもとではある程度やむを得ません。

しかし、労働基準法に定められている法定の労働時間は、我が国社会における生活権のミニマムであります。社会の構成員として当然守らなければならない社会的規範であります。したがって、週四十時間という基準法に定められた労働時間に猶予を設けたり例外的取り扱いをすることは、そこに働く人を法が守らないことであり、法のもとでの不平等を生むことになります。

政府並びに行政は、そのようなことがないように、その危険性のある企業に対し強力な行政指導、監督はもとより、企業の環境整備に援助を含めた工夫を凝らすべきだと考えますが、労働大臣及び通産大臣の見解をお伺いいたします。

第三点は、法の精神についてお伺いいたします。

四月一日から猶予措置の期限が切れる中小企業の一部の経営者に対して、経営側四団体は、労働時間の短縮がコストアップとなるのを防ぐために、労働時間の短縮分だけ基本給を引き下げることとを指導していると聞きます。法律上は、時間当たりの賃率さえ下がらなければ違法とは言えないでしょう。しかし、そこで働く労働者は、日本独特の賃金制度のため、基本給の引き下げが月収賃金の減少、ボーナス、退職金の低下につながるこ

とになるわけであります。

労働時間の短縮は、豊かさ、ゆとりを実現するためのものであり、賃金の減少、ボーナス、退職金の低下と引きかえにする二者択一のものではありません。国際労働基準であるILO条約第四十七号並びに第百十六号におきましても、週四十時間に伴う賃金の引き下げをすべきでないとの明確に示されています。

今回の措置で二年間の行政指導の強化が言われていますが、経営者団体のこのような考え方は法の精神に反するものと考えますが、労働大臣の見解を伺いたいと思います。

第四点は、今後の労働時間短縮への展望についてお伺いいたします。

経済計画に示された年間千八百総労働時間の実現を図るためには、基準法に定められた週四十時間の達成だけでは実現不可能であります。すなわち、年次有給休暇の取り扱いや時間外労働の制限をどのように取り扱うかが重要なかぎとなりま

す。我が国の場合、年次有給休暇のミニマムは十日、平均付与日数は約十七日となっていますが、実際に使われるのは平均九・五日程度にしかすぎません。千八百時間労働の実現のためには、付与日数、取得日数とも最低二十日は必要だと考えられますが、今後の有給休暇の取り扱いを基準法の中でどう考えておられるのか。審議会の検討を待つのでは千八百時間の実現はさらに遠のくのでは

ないでしょうか。

また、特例措置として残されている商業、映画・演劇、保健衛生、接客娯楽業について、どのような対策を考えておられるのかを労働大臣にお伺いいたします。

過去二回の経済計画における労働時間短縮計画は、残念ながら成功したとは言えません。現経済計画における目標は、まさに三度目のものであります。三度も失敗に終わる計画はまさに国家的な信頼を失いかねません。

現経済計画の計画期間は二〇〇〇年度までであります。この計画期間中に、週四十時間、年間千八百時間をぜひとも達成し、二十一世紀の我が国の勤労者がゆとりと豊かさを実感できる社会となるよう期待をしながら、そして今回改正案がそのための役割を十分果たすことを祈念いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今衆議員にお答えを申し上げます。

まず第一点、労働時間短縮の認識についてのお尋ねがございました。

内外情勢が大きく変化をし、非常に厳しい経済状況が続きましたことから、残念ながら年間千八百時間の目標がなお達成に至っておりませんが、その達成、定着に向けて労働時間の短縮に積極的に取り組んでまいります。

時短促進法の延長によるその実効性という御意

見をいただきました。

今回の時短促進法の改正は、本年四月一日から全面的に実施される週四十時間労働制が中小企業において円滑かつ確実に定着するように、きめ細かな指導、援助を精力的に行おうとするものであります。これを活用することにより、労働時間短縮の実効が上がるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣岡野裕吉登壇、拍手〕

○国務大臣(岡野裕吉) 労働省にお尋ねのくだりにつきましてお答えを申し上げます。

まず、法のものとの平等である、したがって、労働時間短縮の定着のためには、ただ行政指導に任せることなくその他援助を行えという御趣旨と存じますが、今、私どもは、なるほど指導助言の機会、これを二年間設けておりますが、これにとどまるものではございませんで、例えば中小企業などで省力化施設、これを導入して時間短縮を行おうとか、あるいはまた、変形労働時間等を導入してコンサルタント等と相談をしながらボジティブに時間短縮の取り組みをするというような企業主に対しては、援助措置を講じてこの四十時間への時間短縮の定着を図ってまいろう、こう思っているところでございます。

二つ目であります。

経営者団体等が指導のよろしきを得ておらな

い、賃下げをしてもよいというようなことを言っているというおしかりでございますが、その種の経営者団体の行為について、いまだ私の耳には入っておりません。ただ、こういうことがありません。

一時間の労働に対しての対価が、労賃が千円だということにいたします。そうすると、今までは四十四時間でございました。したがって、千円掛ける四十四イコール四万四千円、こういう所得ところが、今度四十時間になりました。したがって、千円掛ける四十で四万円。そうすると四千円減ったようではありますが、提供労働時間が減っておりますので、これは不合理だというふうには考えられない。ただ、週休二日になった、したがって休めた、リフレッシュされた、したがって翌日の労働提供の能率がうんと上がるとか、あるいはパソコンを自発的研修で物にした、したがってやっぱり効率が上がったというような面があるかと思っております。

だから、四万四千円が四万円ということではなくて、そういった能率アップの面、生産性が向上した面、これらも勘案をして、これはやっぱり細かな問題、その職場職場の問題でありますので、労使間の団体交渉でお決めのいただく、こういうふうに理解をいたしております。

三番目であります。

千八百時間労働制の実現のためには、年次有給休暇であるとか時間外労働であるとかサービスマ

等の今ありますところの特例措置、これの対策はどうかということでございます。

今、今後の労働時間制、この法制全般につきまして中央労働基準審議会において、いかにあるべきかということをお勤省としては諮問をし、御検討をいただいているところでございます。七月一日までには答申を欲しい、こう言っておるところでございます。答申を得ました上で、それを十分読みまして対処をまいりたい、かように存じております。よろしくお願いをいたします。(拍手)

〔国務大臣佐藤信三登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤信三) 私に対する御質問は、時短を行う企業の環境整備に対する援助の問題でございます。

政府といたしましては、省力化投資等により週四十時間労働制への移行に取り組む中小企業に対しては、助成金、九十八億でございますが、これを創設する等支援措置を講ずることとしております。

いずれにいたしましても、引き続き労働省と協力しつつ、週四十時間労働制への円滑な移行、これを支援してまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 笹野貞子君。

〔笹野貞子君登壇、拍手〕

○笹野貞子君 私、民主党・新緑風会を代表し

て、ただいま提案説明がありました労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について質問いたします。

周知のように、アメリカの労働団体が、ほぼ百年前の五月一日、労働時間短縮という要求を掲げて大規模な大衆運動を繰り広げました。労働者は、八時間の労働、八時間の休息、八時間の教育をスローガンに掲げてストライキとデモを展開し、一部地域では流血の事態となりました。この五月一日がメーデーとして今に受け継がれております。

約一世紀を経て、経済社会の発展とともに労働時間の短縮が進み、今日に至っております。歴史的に見ても、時短は労働者の生活と文化の質の向上を図る上で極めて重大な意義を持っていると言えます。

我が国は、一九八七年当時、貿易摩擦が過熱している中で、いわば国際公約として、年間総労働時間をアメリカ、イギリスの水準を下回る千八百時間程度に短縮していくこととしました。しかしながら、現状を見ると、九六年度の総実労働時間は千九百十九時間で、ここ三年間引き続いて増加しています。依然としてこの目標は達成されず、いまだ百時間程度の開きがあります。

このような現実を踏まえて、我が国における労働時間短縮の今日的意義及び現状認識、並びに年間総労働時間千八百時間達成に向けた基本姿勢について、総理のお考えをお聞かせください。

次に、週四十時間労働制については、欧米先進国では以前から実施されている中で、我が国では、一九八七年の労働基準法改正から十年、時短促進法制定から足かけ五年を経た週四十時間労働制が達成されず、今回、時短促進法の延長という事態を迎えていることはまことに遺憾と言わざるを得ません。

言うまでもなく、時短の王道は労使合意による生産性の向上にあり、中小零細企業等の実情を踏まえることは当然であります。しかし、今回政府が提案している法改正の趣旨、とりわけ指導期間の設定について、週四十時間労働制の実施が二年間猶予されたとの誤解や曲解が生まれ、週四十時間労働制への移行、定着が滞るということに断じて許されません。総理及び労働大臣の認識、決意を明らかにしていただきたいと思ひます。

週四十時間労働制への労働時間の短縮について、ILOの条約や勧告は、時短によって賃金の減少や生活水準の低下をもたらさないよう適切な措置を求めています。

時短の歴史的な意義は、労働者の生活と文化の質の向上にあります。ところが、最近の報道等によると、週四十時間労働制の実施に伴い、時間当たり賃金が減少しない限り賃金額の引き下げを行うことは問題とならないとの見解が横行しております。私は、時短の望ましいあり方とは、賃金水準の引き下げなき労働時間の短縮だと考えます。

もとより、賃金の取り扱いについては、基本的には労使間の協議にゆだねられるべきものです。しかし、時短の意義に照らしてみるとき、いやしくも今回の法改正を奇貨として賃金を引き下げるのではないよう十分配慮する必要があります。労働大臣のお考えをお聞かせください。

ところで、週四十時間労働を達成しただけでは政府目標の年間総労働時間千八百時間は達成できません。所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得の促進が不可欠です。特に、所定外労働時間については、政府が国会に提出されている男女雇用機会均等法の改正にあわせていわゆる女子保護規定を撤廃する法案が提出されていることから、早急にその抑制の枠組みを確立する必要があります。

時間外労働は、本来、臨時的なものとして必要最小限にとどめられるべきであり、現行の割り増し賃金率の引き上げや段階的な割り増し賃金率の導入などの措置をとるべきです。

また、時間外労働の目安となる指針に基づいて指導されていることは承知しております。しかし、家庭責任と職業生活の調和、男女平等の家庭責任の分担という観点からも、男女共通の上限規制を法令に位置づける必要があると考えます。中央労働基準審議会が時間外労働について検討されるものと承知しておりますが、一定の結論を得る時期も含めて労働大臣の認識をお尋ねいたします。

次に、我が国の労働時間短縮が進まない原因の一つとして、年次有給休暇の取得が進んでいないことが挙げられます。これまでの推移を見れば、労働者がみずからの権利である年次有給休暇を完全消化できないような環境がまだ多くあることも事実です。

年次有給休暇の本旨から見ても、一定のまとまった日数の連続取得が望ましいと考えますが、これを容易にするためにも年次有給休暇の最低付与日数の引き上げが必要ではないでしょうか。年次有給休暇の取得を促進するための方策をどのように講じていくのか、この点について労働大臣にお尋ねいたします。

さて、最後に、時短が生産性向上に大きく依拠していることから、より効果的に時短を進めるためには、労働施策のみではなく、産業政策等の多様な側面から十分な施策を行っていくことが有効です。まさに政府一体となつて時短を進める体制を整え、関係省庁が労働省とも十分な連携を図りつつ、積極的な施策を展開していく必要があると考えます。この点について、総理及び産業政策を所管する通産大臣の見解を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 笹野議員にお答えを申し上げます。

労働時間の短縮は、議員もお触れになりましたが、働く方々が喜びを感じながら働けるようにする

るためにも大変大事なことであります。現状を見ますと、残念ながら経済計画に掲げられている年間総労働時間千八百時間にはなお、御指摘のとおり、開きが見られるところでありますので、その達成、定着に向けて引き続き積極的に取り組んでまいります。

週四十時間労働制につきましては、本年四月一日から労働基準法の現行規定どおり全面的に実施いたしますこととしております。その実施に当たり、中小企業において週四十時間労働制が円滑かつ確実に定着を遂げよう、二年間の指導期間を設け、きめ細かな指導、援助を精力的に行うこととしております。

労働時間の短縮は労働省だけではだめだ、これは御指摘のとおりであります。この問題は、政府が取り組むべき最重要課題の一つと考えておりまして、今後とも産業政策の面からの取り組みも含めて政府一体となつて積極的にその推進に努めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣岡野裕吉君登壇、拍手)

○国務大臣(岡野裕吉君) 労働省にお尋ねのくだりにつきまして、笹野議員にお答えをいたします。まず、二年間の猶予は誤解を招く、この点につきましては総理からいただいたお話があったとおりであります。労働省といいたしましても、総理の御意図を体し、一生懸命頑張っている所存

でございます。

二番目の問題でありますが、四十時間労働制の実施で賃金が引き下げられる云々のお話であります。

先ほどの今泉先生にお答えをいたしましたとおりでございます。ひとつ自主的に労使間で時短の意義を踏まえまして合理的な解決をしていただくよう環境づくりに相努めたい、こう思っているところであります。

三番目ですが、時間外労働につきまして、あるいは割り増し賃金率、これを上げたかどうか、また、男女共通の上限を設けてはいかがであるか、こういうお話でございますが、時間外労働は景気的好不況あるいは仕事の繁閑、これにつきまして調整機能を持っておりますこと、笹野議員も御存じのとおりであります。特に、時短を行いました直後におきましては、緊急的なやはり時間外労働が必要だというような場面場面が多く出てまいり、こう思っております。したがいまして、この時短が円満裏に軟着陸をするに際しましては、割り増し賃金率のアップについては慎重に対処をしましなればいけないのではないかな、こう思っているところであります。

いずれともあれ、今お話が出ております割り増し賃金率でありますとか時間外労働全般の問題について、これは実は中央労働基準審議会において御審議をいただくべく私の方からお諮りを申しているところであります。先ほどのお話と同じよう

に七月一日までに結論を賜りたい、こうお願いをしております。結論を得ました上で、労働省としてもいかが施策を講ずるか考えてまいりたい、かように存じている次第であります。

四番目でございますが、年次有給休暇について連続取得を容易にできるようにしたかどうか、あるいは最低付与日数の引き上げはどうかというお話であります。

やはり千八百時間達成のためには、この連続取得ができること、あるいは休暇の日数が引き上げられることは、大きく前向きに意義のあることだとは存じているところであります。この問題もひっくり返しまして年次有給休暇の問題につきまして、先ほどの時間外労働と同じく中央労働基準審議会に諮問中でございます。答申を待っているところでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣佐藤信二君登壇、拍手)

○国務大臣(佐藤信二君) 私に対する御質問は、効果的に時短を進めるための産業政策等の展開でございました。

時短を円滑に実現していくためには、御指摘のよう、国民経済全体の生産性の向上、これが大変重要と認識しております。こうした認識に立ちまして、昨年の十二月に閣議決定をいたしました「経済構造の変革と創造のためのプログラム」、これに従いまして、高付加価値型の産業の形成を図

り、関係省庁と十分な連絡を図りながら、活力ある豊かな経済社会の実現に努めてまいりたいと思っております。

以上です。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十七分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

田村 公平君	栗原 君子君
小山 峰男君	魚住裕一郎君
渡辺 孝男君	末広真樹子君
山口 哲夫君	福本 潤一君
山本 保君	椎名 素夫君
矢田部 理君	北澤 俊美君
西川 玲子君	山崎 力君
高野 博師君	江本 孟紀君
長谷川道郎君	平田 健二君
和田 洋子君	常田 享詳君
鈴木 正孝君	菅川 健二君
市川 一朗君	水島 裕君
岩瀬 良三君	小林 元君
石田 美栄君	山崎 順子君

都築 謙君	荒木 清寛君
浜四津敏子君	直嶋 正行君
寺澤 芳男君	統 訓弘君
武田 節子君	長谷川 清君
牛嶋 正君	泉 信也君
白浜 一良君	勝木 健司君
猪熊 重二君	星野 朋市君
木暮 山人君	片上 公人君
及川 順郎君	石井 一二君
鶴岡 洋君	永野 茂門君
大森 礼子君	芦尾 長司君
水野 誠一君	上吉原 一天君
大野つや子君	加藤 修一君
奥村 展三君	堂本 曉子君
岩永 浩美君	依田 智治君
阿曾田 清君	益田 洋介君
林 久美子君	鈴木 政三君
田浦 直君	武見 敬三君
海野 義孝君	戸田 邦司君
高橋 令則君	今泉 昭君
小山 孝雄君	北岡 秀二君
釜本 邦茂君	風間 純君
横尾 和伸君	山下 栄一君
平野 貞夫君	二木 秀夫君
鴻池 祥肇君	石渡 清元君
鎌田 要人君	寺崎 昭久君
木庭健太郎君	足立 良平君
田村 秀昭君	松浦 孝治君

野沢 太三君	永田 良雄君
鈴木 貞敏君	平井 卓志君
林 寛子君	吉田 之久君
大久保直彦君	世耕 政隆君
林田悠紀夫君	鈴木 省吾君
野村 五男君	西田 吉宏君
上野 公成君	岡 利定君
山本 一太君	三浦 一水君
松村 龍二君	保坂 三蔵君
平田 耕一君	林 芳正君
塩崎 恭久君	吉村剛太郎君
溝手 顯正君	山崎 正昭君
加藤 紀文君	谷川 秀善君
狩野 安君	関根 則之君
尾辻 秀久君	矢野 哲朗君
松谷蒼一郎君	佐藤 静雄君
野間 超君	南野知恵子君
陣内 孝雄君	斎藤 文夫君
中曾根弘文君	石川 弘君
須藤良太郎君	片山虎之助君
吉川 芳男君	竹山 裕君
青木 幹雄君	下稻葉耕吉君
上杉 光弘君	宮崎 秀樹君
久世 公堯君	斎掛 哲男君
倉田 寛之君	高木 正明君
遠藤 要君	大木 浩君
村上 正邦君	坂野 重信君
井上 吉夫君	佐々木 満君

岩崎 純三君	井上 裕君
太田 豊秋君	笠原 潤一君
照屋 寛徳君	大脇 雅子君
上山 和人君	畑 恵君
馳 浩君	日下部清代子君
谷本 義君	菅野 壽君
中島 眞人君	中原 爽君
長峯 基君	大淵 綱子君
測上 貞雄君	金田 勝年君
景山俊太郎君	海老原義彦君
岩井 國臣君	阿部 正俊君
榑崎 泰昌君	鈴木 栄治君
清水 澄子君	成瀬 守重君
大島 慶久君	真島 一男君
佐藤 泰三君	河本 英典君
清水 達雄君	梶原 敬義君
小野 清子君	木宮 和彦君
浦田 勝君	石井 道子君
守住 有信君	真鍋 賢二君
宮澤 弘君	井上 孝君
板垣 正君	松浦 功君
大河原太一郎君	岡部 三郎君
田沢 智治君	志苦 裕君
国井 正幸君	齋藤 勤君
小川 勝也君	西川 潔君
山下 芳生君	朝日 俊弘君
峰崎 直樹君	中尾 則幸君

島袋 宗康君	笠井 亮君
渡辺 四郎君	前川 忠夫君
今井 澄君	川橋 幸子君
山田 俊昭君	阿部 幸代君
及川 一夫君	山本 正和君
菅野 茂君	藁科 満治君
一井 淳治君	佐藤 道夫君
西山登紀子君	須藤美也子君
角田 義一君	三重野栄子君
千葉 景子君	竹村 泰子君
本岡 昭次君	緒方 靖夫君
筆坂 秀世君	吉川 春子君
村沢 牧君	鈴木 和美君
小島 慶三君	笹野 貞子君
伊藤 基隆君	有働 正治君
橋本 敦君	吉岡 吉典君
田 英夫君	赤桐 操君
瀬谷 英行君	武田邦太郎君
久保 巨君	菅野 久光君
藤澤 弘君	立木 洋君
上田耕一郎君	

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
大蔵大臣 三塚 博君
厚生大臣 小泉純一郎君
通商産業大臣 佐藤 信君
労働大臣 岡野 裕君

建設大臣 亀井 静香君	自治大臣 白川 勝彦君
政府委員 労働省労働基準局長 伊藤 庄平君	自治省財政局長 二橋 正弘君
自治省税務局長 漢 和夫君	

議長の報告事項
去る十四日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 岡野 裕君 補欠 大野つや子君	地方行政委員 辞任 山本 一太君 補欠 嶋崎 均君
大蔵委員 辞任 橋本 敦君 補欠 吉岡 吉典君	法務委員 辞任 菅野 久光君 補欠 国井 正幸君
労働委員 辞任 嶋崎 均君 補欠 山本 一太君	自治省税務局長 漢 和夫君

文教委員	笠本 邦茂君	補欠	川橋 幸子君	国井 正幸君
笠本 邦茂君	橋本 聖子君	阿部 幸代君	笠井 亮君	橋本 敦君
笠井 亮君	阿部 幸代君	補欠	西山登紀子君	山下 芳生君
厚生委員	大野つや子君	岡野 裕君	国井 正幸君	川橋 幸子君
大野つや子君	岡野 裕君	前田 勲男君	国井 正幸君	川橋 幸子君
中島 眞人君	前田 勲男君	補欠	科学技術特別委員	
農林水産委員	村沢 牧君	大洲 絹子君	辞任	補欠
村沢 牧君	大洲 絹子君	曾野 久光君	岩永 浩美君	関根 則之君
国井 正幸君	曾野 久光君	補欠	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	
運輸委員	龜谷 博昭君	小山 孝雄君	日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第七八号)	
龜谷 博昭君	小山 孝雄君	補欠	同日衆議院から次の議案が送付された。	
通信委員	上田耕一郎君	吉川 春子君	民法の一部を改正する法律案(坂上富男君外四名提出)(衆第二二号)	
上田耕一郎君	吉川 春子君	補欠	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。	
労働委員	小山 孝雄君	龜谷 博昭君	平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第一号)	
小山 孝雄君	龜谷 博昭君	上田耕一郎君	租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)	
建設委員	橋本 聖子君	笠本 邦茂君		
橋本 聖子君	笠本 邦茂君	中島 眞人君		
前田 勲男君	中島 眞人君	補欠		
予算委員	澤上 貞雄君	照屋 寛徳君		
澤上 貞雄君	照屋 寛徳君			

平成九年三月十七日 参議院會議録第九号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4204
定 価	本号一冊 〇〇五円 送料別